

報告第10号

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり本市監査委員の審査を経たので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年10月8日提出

摂津市長 森 山 一 正

1 健全化判断比率

(単位：%)

| 比 率 名 | 比 率 | 早期健全化基準 |
|----------|------|---------|
| 実質赤字比率 | — | 12.52 |
| 連結実質赤字比率 | — | 17.52 |
| 実質公債費比率 | △0.7 | 25.0 |
| 将来負担比率 | — | 350.0 |

備考 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないため「—」

2 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計等の名称 | 比 率 | 経営健全化基準 |
|------------|-----|---------|
| 摂津市水道事業会計 | — | 20.0 |
| 摂津市下水道事業会計 | — | 20.0 |

備考 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」

摂 監 査 第 5 9 号
令和 3 年 9 月 2 7 日

摂津市長 森 山 一 正 様

摂津市監査委員 馬 場

同 三 好 義



令和 2 年度摂津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 年度決算に基づく摂津市健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和2年度摂津市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類
- 2 資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月18日～令和3年9月27日

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

1 健全化判断比率

(単位：%)

| 比率名 | 令和2年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 令和元年度 (参考) |
|----------|-------|---------|--------|---------------|
| 実質赤字比率 | — | 12.52 | 20.00 | — |
| 連結実質赤字比率 | — | 17.52 | 30.00 | — |
| 実質公債費比率 | △0.7 | 25.00 | 35.00 | 0.2 |
| 将来負担比率 | — | 350.00 | — | — |

備考 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないため「—」

2 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計等の名称 | 令和2年度 | 経営健全化基準 | 令和元年度 (参考) |
|------------|-------|---------|---------------|
| 摂津市水道事業会計 | — | 20.0 | — |
| 摂津市下水道事業会計 | — | 20.0 | — |

備考 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」

審 查 參 考 資 料

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率分析

健全化判断比率に係る推移

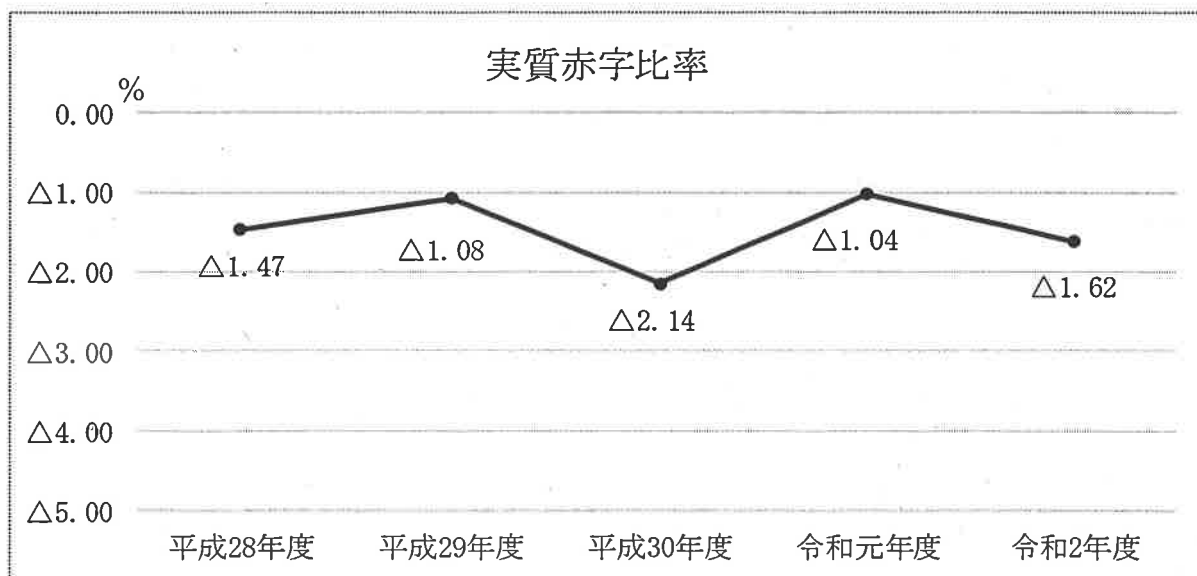
(単位：%)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 実質赤字比率 | - (△1.47) | - (△1.08) | - (△2.14) | - (△1.04) | - (△1.62) |
| 連結実質赤字比率 | - (△22.56) | - (△24.76) | - (△23.21) | - (△23.84) | - (△24.02) |
| 実質公債費比率 (3か年平均) | 4.2 | 2.9 | 1.9 | 0.2 | △0.7 |
| 将来負担比率 | - (△97.2) | - (△84.9) | - (△99.4) | - (△108.4) | - (△103.3) |
| 資金不足比率 (水道) | - (△159.9) | - (△177.7) | - (△185.6) | - (△201.8) | - (△203.5) |
| 資金不足比率 (下水道) | - (△5.4) | - (△15.4) | - (△18.4) | - (△20.0) | - (△25.0) |

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、将来負担額及び資金不足額がない場合、比率は負の値となり、公表値は「-」で表示される。

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率(実質赤字比率)は、収支が黒字であるため「-」(△1.62%)となっている。早期健全化基準の12.52%を14.14ポイント下回り、前年度に比べ0.58ポイント減少している。

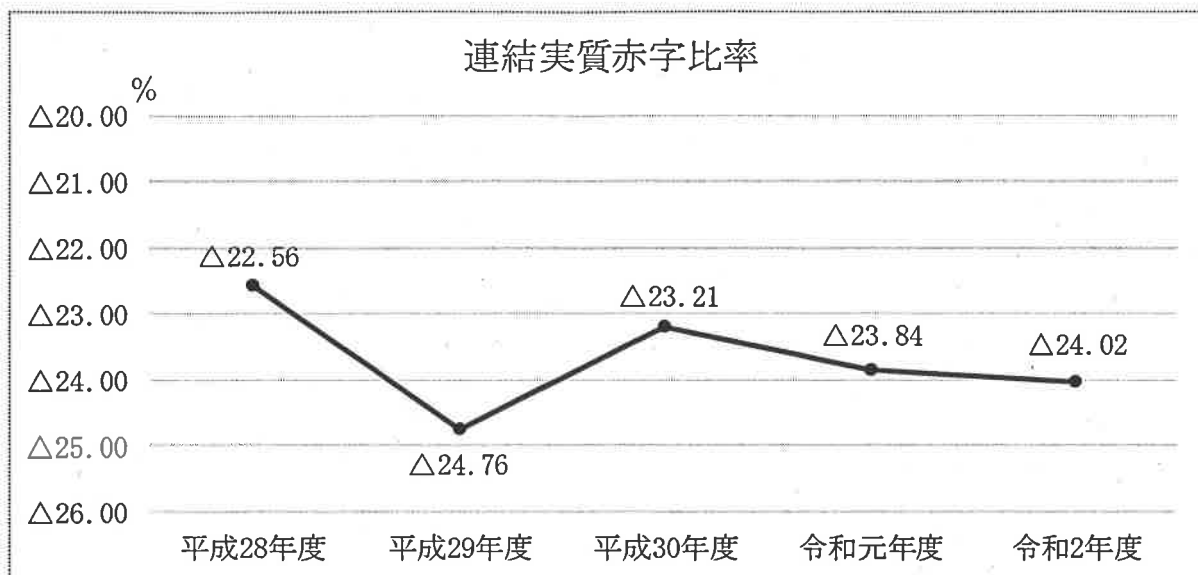


※ 実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものである。黒字の場合は負の値になる。

連結実質赤字比率

財産区財産特別会計を除く全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率（連結実質赤字比率）は、収支が黒字であるため「-」（△24.02%）となっている。早期健全化基準の17.52%を41.54ポイント下回り、前年度に比べ0.18ポイント減少している。

会計別にみると、水道事業会計、下水道事業会計、一般会計等（パートタイマー等退職金共済特別会計を含む）、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の全てで黒字（又は資金剰余）となっている。

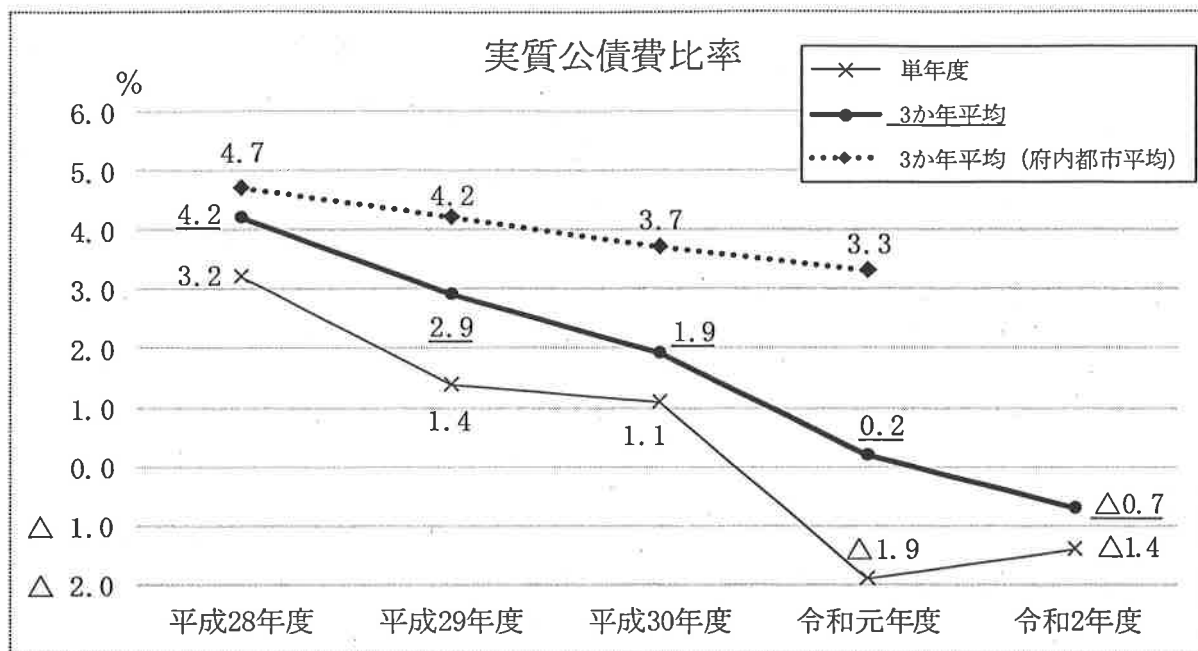


※ 連結実質赤字比率は、水道事業などの公営企業や国民健康保険などの特別会計を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字（又は資金不足）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの。ただし、発生主義会計を採る民間企業の連結決算とは異なり、現金主義会計による資金不足に着目している。黒字の場合は負の値になる。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（実質公債費比率）は、 $\Delta 0.7\%$ （3か年平均）となっている。早期健全化基準の25.0%を25.7ポイント下回り、前年度に比べ0.9ポイント減少している。

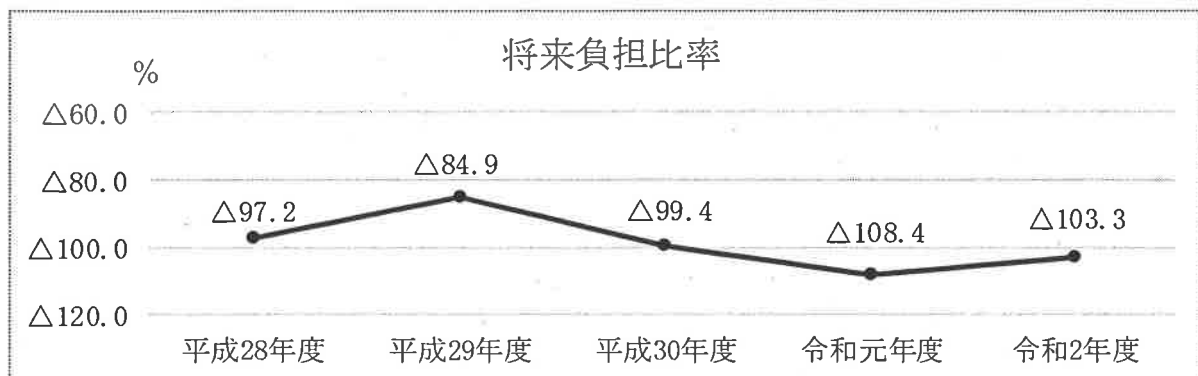
単年度でみると、 $\Delta 1.4\%$ で前年度に比べ0.5ポイント増加している。



※ 実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもの。

将来負担比率

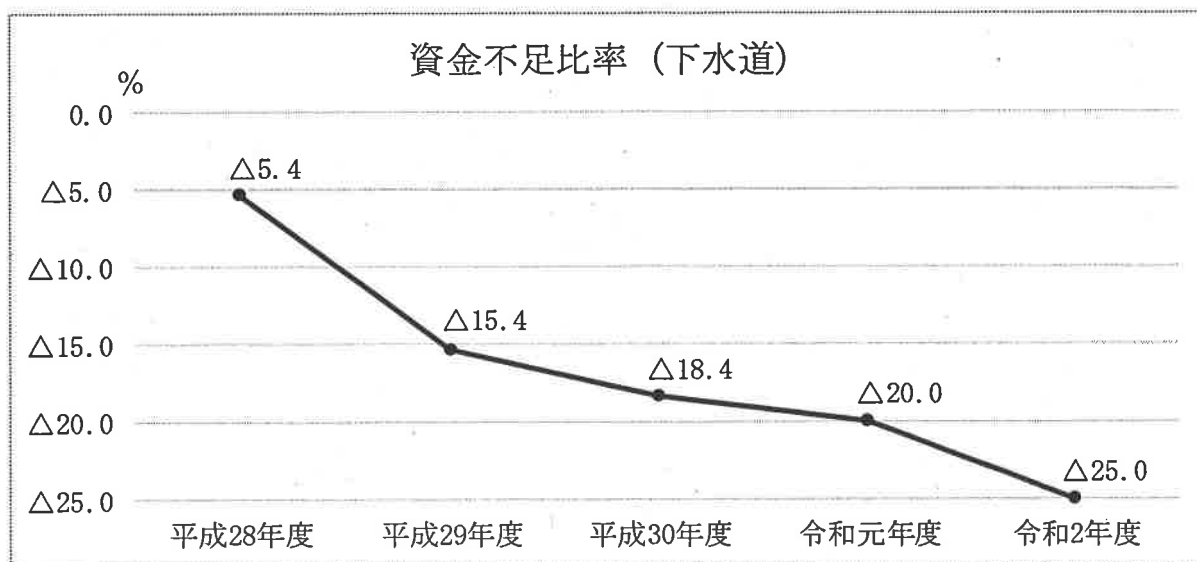
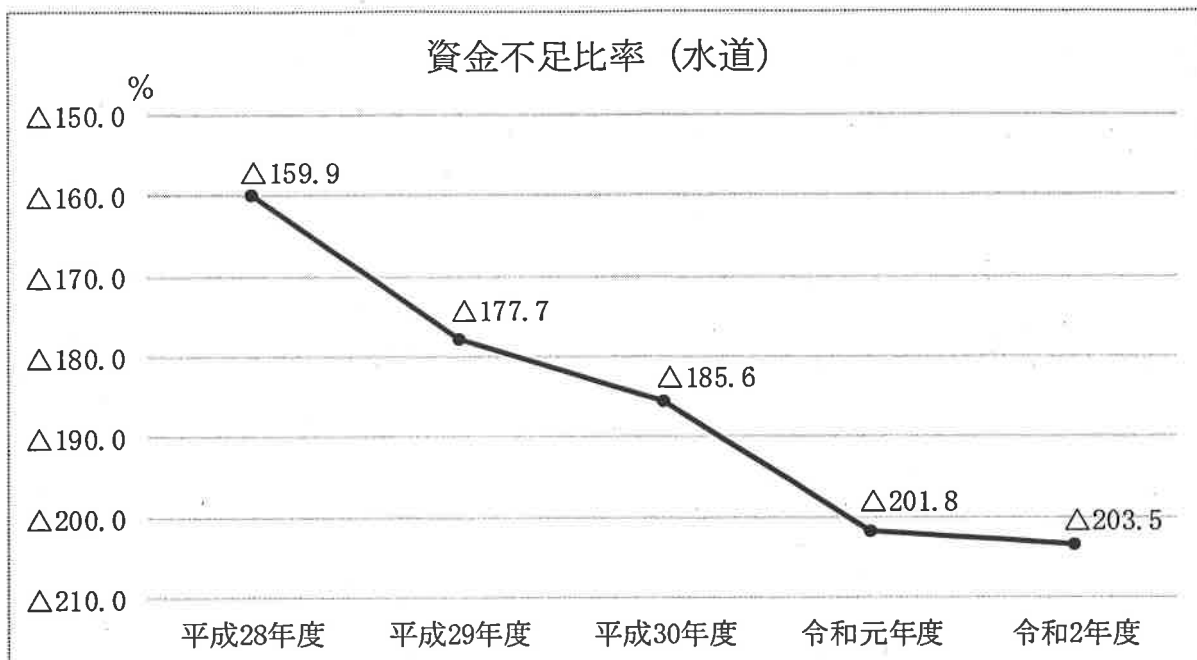
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（将来負担比率）は、将来負担額が充当可能財源等を下回っているため「-」（ $\Delta 103.3\%$ ）となっている。早期健全化基準の350.0%を453.3ポイント下回り、前年度に比べ5.1ポイント増加している。



※ 将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもの。将来負担に見合う充当可能財源等がある場合は負の値になる。

資金不足比率

公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率（資金不足比率）は、水道事業会計では資金剰余であるため「-」（△203.5%）となっている。経営健全化基準の20.0%を223.5ポイント下回り、前年度に比べ1.7ポイント減少している。また、下水道事業会計では資金剰余であるため「-」（△25.0%）となっている。経営健全化基準の20.0%を45.0ポイント下回り、前年度に比べ5.0ポイント減少している。



※ 資金不足比率は、水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入など収益に相当する額と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したものの。資金剰余の場合は負の値になる。